

令和7年度みえの木づかい×ゼロカーボン推進事業費補助金F A Q

令和7年6月3日更新

このF A Qの内容は、令和7年度の当該補助金のみに適用するものとします。
随時内容を追加していきます。

Q 1 金物は補助対象か。

A 1 補助対象外とします。

Q 2 合板、集成材、C L T、L V Lは補助対象か。

A 2 県産の針葉樹が材料で、かつ、建築物の構造耐力上主要な部分に使用する場合は補助対象とします。

Q 3 補助対象の構造用製材は。

A 3 構造耐力上主要な部分（壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。））に使用する木材とします。

具体的には、土台、火打土台、大引、根太、床束、通し柱、管柱、間柱、胴差、梁、桁、筋交い、まぐさ、貫、小屋束、母屋、棟木、垂木等とします。

なお、床、壁、屋根に構造計算上、構造用合板等を使用する必要があり、実際に使用する場合は、これらも補助対象とします。

Q 4 「補助対象となる木材は、クリーンウッド法に基づく合法性の確認ができる納品書等がある木材とする。」とあるが、木材を取り扱う者はクリーンウッド法の登録実施機関へ登録されていないといけないのか

A 4 登録されていなくても可とします

Q 5 申請書、実績報告書等に添付が必要な見積書、発注書、請求書及び納品書並びに実績調査時に必要な領収書は、誰から誰へ発行される書類か。

A 5 それぞれ以下のとおりとします

書類名	発行元	発行先
見積書	製材を現場に納める予定の者 (製材所、コーディネーター等)	積算を行う者や製材の調達を元請として行う予定の者(設計者、工事施工者等)
発注書	製材の調達を元請として行う者(工事施工者等)	製材を現場に納める者(製材所、コーディネーター等)
納品書	製材を現場に納める者(製材所、コーディネーター等)	製材の調達を元請として行う者(工事施工者等)
請求書 領収書 (※)	事業実施主体へ補助対象の製材の費用を請求する者(工事施工者等)	補助の対象者(事業実施主体)

※ 請求書、領収書は、補助対象の木材の単価及び合計額が分かるようにしてください(木拾い表(様式第4号)に記載いただいた価格がっているか請求書、領収書で確認できるようにしてください)。